

さ情審査答申第96号
平成25年6月3日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年10月11日付けで貴職から受けた、新クリーンセンターの燃料費について。契約時のコークス、ガソリン等の単価及び使用燃料の量についての資料（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年6月30日付け環施新第155号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、

(1)決定通知書が不適切である。

(2)さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求め

る。

というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 決定通知書が不適切である。

決定通知書は「行政情報一部開示決定通知書」とあるが、実施機関が特定した行政情報の名称①さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運営委託契約書（以下「本件委託契約書」という。）については、

すべて開示された。ならば「行政情報開示決定通知書」であるべきである。②提案書の施設設計図書のうち用役収支計算書「3.副資材・薬品・燃料収支」（以下「提案使用量」という。）、費用明細書（熱回収施設運営サービス購入料A 提案単価）及び費用明細書（リサイクルセンター運営サービス購入料C 提案単価）（以下、費用明細書の単価を併せて「提案単価」という。）については、「行政情報一部開示決定通知書」とありながら「墨塗り文書」すら開示されなかった。担当者に確認すると、「非開示である」とのことである。ならば「行政情報非開示決定通知書」であるべきである。

(2) 不開示は不適切である。すべてを開示せよ。

開示請求に係る行政情報の名称又は内容は「新クリーンセンターの燃料費について 契約時のコークス、ガソリン等の単価及び使用燃料の量についての資料」である。これが何故条例第7条第3号に該当するか疑問である。また確認したが開示しない理由を読み返しただけである。また契約時の燃料価格は自分で、インターネットで調べるようにと御教示された。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 さいたま市新クリーンセンター整備事業について

- (1) さいたま市新クリーンセンター整備事業（以下「本件整備事業」という。）は、本市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ等の一般廃棄物を処理する、熱回収施設、リサイクルセンター及び管理・余熱体験施設を整備し、15年間の維持管理運営を行うほか、施設の設置範囲内にある旧し尿処理施設の解体撤去工事及び整備対象区域内の埋設廃棄物がある範囲を適正最終処分場とするものである。
- (2) 本件整備事業は、設計・建設及び維持管理・運営を一括して事業期間を通して発注するDBO（Design（設計）-Build（建設）-Operate（運営））方式を採用し、民間のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施することで安全に安定的に稼働させ、安心できる施設とするとともに、「さいたま市環境基本計画（平成16年1月策定）」に掲げる基本目標の実現に資する事業とすることを目的としている。
- (3) 廃棄物処理施設の建設工事は、複雑かつ高度なプラントの建設工事であり、各プラントメーカーが特許・ノウハウにより独自の構造の廃棄物処理施設を建設している現状にあるため、本件整備事業では市が求める性能や基本的な事項を定めた要求水準書を提示した上で発注し、落札者

が要求された水準を満たした設計と施工を行う性能発注方式とし、事業者の決定方法については、入札価格のほか、設計、建設、維持管理・運営等の提案内容、要求水準書との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各方面から総合的に評価する方式（総合評価方式）を採用している。

総合評価方式による落札者の選定については、入札価格及び市が提示した審査項目についての提案内容を記載した提案書を「新クリーンセンター整備事業に係るPFI事業者等選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）にて総合的に審査を行い、総合評価値が最も高かった事業者グループ（以下「当該グループ」という。）を、優秀提案者として選定し、平成22年6月に契約をしている。

- (4) また、本件整備事業における契約の形態は、新クリーンセンターの設計、建設及び維持管理・運営を事業者に一括発注するための「基本契約」のほか、当該基本契約に基づき、設計業務及び建設業務を実施するための「建設工事請負契約」、維持管理・運営を実施するための「維持管理・運営業務委託契約」という3つの契約から成り立っている。

なお、本件整備事業の設計及び建設の期間は、平成22年6月から平成27年3月までの約5年間、運営期間は、平成27年4月から平成42年3月までの15年間を予定しているものである。

2 本件対象行政情報について

「新クリーンセンターの燃料費について。契約時のコークス、ガソリン等の単価及び使用燃料の量についての資料」についての開示請求に対し、実施機関は①さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運営委託契約書及び②提案書の施設計画図書のうち用役収支計算書「3.副資材・薬品・燃料収支」、費用明細書（熱回収施設運営サービス購入料A 提案単価）、費用明細書（リサイクルセンター運営サービス購入料C 提案単価）を本件対象行政情報として特定した。そして、本件対象行政情報のうち、提案使用量及び提案単価を開示しない部分として本件処分を行ったものである。

3 開示しない部分及び理由について

- (1) 提案使用量は、1日分のごみを処理するのに必要なコークス等使用燃料の量を、ごみ質別に記載したものである。熱回収施設は、ごみを安定した状態で継続的に処理する必要があるため、様々なごみ質に対応する必要がある。水分が多くカロリーが低いごみを「低質ごみ」、本市の一般的なごみ質を「基準ごみ」、燃えやすくカロリーが高いごみを「高質ごみ」と呼び、それぞれのごみ質ごとに使用燃料の量を算定している。

新クリーンセンターで採用するシャフト炉式ガス化溶融炉という方式

の最大の特徴は、処理プロセスにコークスを使用することにあるが、一方でコークスや燃料の使用量を縮減するための技術やノウハウが、ライフサイクルコストの縮減のための非常に重要な要素となる。そのため、ごみ質とコークス使用量の関連性については、独自技術やノウハウとして最も秘匿されるべき情報であると解される。また、コークス等の使用量を算定した設定値は、当該グループが有する長年の稼働実績によるノウハウの蓄積や研究開発によって、施設を安定稼働するのに必要な最小限の量として設定されているものであり、技術的にも、維持管理費を積算するうえでも極めて重要な情報である。このような情報が競合するプラントメーカーに知られた場合に、当該グループの現時点の技術レベルの水準や、今後の入札案件における提案書の設定値や維持管理費が推定され、当該グループが本来有するべき競争上の地位その他正当な利益が害されるものとなる。

- (2) 次に、提案単価は、ごみを1トン処理するのに必要な燃料費を、ごみ質の種類ごとに構成する単価を記載したものである。

当該情報についても、ごみの種類ごとのごみ質やコークス等の使用量が推定されてしまうため、ごみ質とコークス使用量の関連性に関する最も秘匿すべき情報にあたる。また、当該使用量や設定単価から、今後の入札案件において当該グループの提案単価や維持管理費が推定され、当該グループが本来有するべき競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある。同様に、リサイクルセンターの使用燃料の費用や量についても、プラントメーカー独自ノウハウに基づいて算出しているものである。

- (3) 以上のとおり、提案使用量及び提案単価は、当該グループの独自技術や長年の操業ノウハウによって設定されたものであり、競合するプラントメーカーに知られた場合には、当該グループの現時点における技術レベルや、今後の入札案件において当該グループの提案数値や維持管理費が推定される可能性があることから、当該グループの競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるものであり、条例第7条第3号に該当するため、開示しない部分としたものである。

4 「決定通知書が不適切である」との異議申立人の主張について

本件開示請求に対して、特定した行政情報は一体であると考えていることから、本件処分において、①本件委託契約書は開示する部分とし、②提案使用量及び提案単価は開示しない部分として、行政情報一部開示決定を行っており、不適切なものではない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件整備事業について

実施機関では、既存の清掃工場の老朽化に伴う、新たな清掃工場の整備運営計画として、本件整備事業を推進している。

実施機関の説明によると、事業の実施に当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号「PFI法」。）に基づいて、当該施設の設計及び維持管理・運営を民間事業者に一括して委ねるDBO方式によるものとし、選定委員会を設置して、民間事業者の選定基準に関する審議並びに技術提案書の審査及び優秀提案者の選定を行ったということである。

なお、優秀提案者である当該グループとは、平成22年6月25日付け本件整備事業に係る契約を締結している。

2 本件対象行政情報について

(1) 実施機関は、「新クリーンセンターの燃料費について 契約時のコークス、ガソリン等の単価及び使用燃料の量についての資料」という開示請求に対して、①さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運営委託契約書（履行期間 平成27年度から平成42年度）②提案書の施設計画図書のうち用役収支計算書「3. 副資材・薬品・燃料収支」、費用明細書（熱回収施設運営サービス購入料A 提案単価）、費用明細書（リサイクルセンター運営サービス購入料C 提案単価）を本件対象行政情報として特定している。

(2) 実施機関によると、本件整備事業の入札方式は、環境省の廃棄物処理施設の入札等に関する手引の中に、廃棄物処理施設が高度なプラントの技術になるため、総合評価方式で行うのが望ましいとなっていることから、総合評価方式を採用したとのことである。総合評価方式は、事業者が提出した技術提案書を選定委員会で審査して得点化し、その後に入札書の入札価格を得点化して、あわせたものの一番点数の高い事業者グループが落札者となるものである。なお、技術提案書というのは、技術的事項、ハード的なものソフト的なものまでの、建設から維持管理までの技術的事項が記載されているものであり、入札書は、この技術提案書の中身を実施するための金額、建設管理と維持管理を15年間行ううえで金額を示したものである。

(3) 本件整備事業は、DBO方式であるので、「維持管理・運営委託契約書」「建設工事請負契約書」及びこれらを結びつけるための「基本契約書」が作成されているが、本件開示請求が、「燃料費について 契約時のコークス、ガソリン等の単価及び使用燃料の量についての資料」というものであり、コークス等の燃料の単価を含んでいる燃えるゴミの処理費用は「維持管理・運営委託契約書」に記載されているため、当該契約書を対象行政情報として特定している。

そして、このゴミの処理費用の内訳は技術提案書の中に記載されてい

るため、その該当する部分を対象行政情報として特定している。

3 条例第7条第3号の該当性について

当該不開示となった情報は、総合評価方式による技術提案書の一部であって、選定委員会において優秀提案者を選定するための極めて重要な情報であることから、これらの数値は、本件整備事業の受注を目指す当該グループが、他の入札参加者に対する技術優位性を示すものであるといえる。

また、実施機関の説明によると、コークス等の使用量を算定した設定値は、当該グループが有する長年の稼働実績によるノウハウの蓄積や研究開発によって、施設を安定稼働するために必要な最小限の量として設定されているものであり、技術的にも、維持管理費を積算するうえでも極めて重要な情報であるという。

そうすると、当該情報は、当該グループにとって競争相手には知られたくない秘匿性の高い情報であって、これを公にすることによって、当該グループの技術力や営業に関する情報が明らかになることから、今後、同種の入札等における、当該グループの競争上の地位を害するおそれのある情報であると認められ、条例第7条第3号アに該当するといえる。

したがって、提案使用量及び提案単価を不開示情報とした本件処分は、妥当である。

4 「決定通知書が不適切である」との主張について

実施機関の説明によれば、本件対象行政情報は、前述のとおり「維持管理・運営委託契約書」の中に費用の総額の記載があり、その金額を出すためには、技術提案書の金額が基本になっている、とのことであるから、文書としては別々であるが、行政情報としては一体である、と認めることができる。

したがって、一つの行政情報公開請求に対して、一つの対象行政情報の一部を開示した本件は、開示請求にかかる行政情報の一部開示であるといえるため、実施機関の発出した、行政情報一部開示決定通知書は不適切ではない。

5 以上のとおりであるから、異議申立人のその余の主張については、審議するまでもなく、本件処分は妥当である。

6 よって、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年10月11日	諮問の受理（諮問第157号）
②	同 年 11月10日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 12月15日	審議
④	平成24年12月20日	審議
⑤	平成25年 1月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 4月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)